

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… (総務部総務課)	43
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (総務部総務課)	44
○危険薬物の指定の解除…………… (医務業務課)	45
○農業振興地域の指定の一部改正…………… (農地調整課)	46
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	46
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	46
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	46
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	46
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (維持管理防災課)	47
○道路の供用の開始…………… (維持管理防災課)	47
○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	47

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	47
------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	48
----------------------	----

道選挙管理委員会公表

○政治団体の収支報告書の要旨の公表……………	49
------------------------	----

道収用委員会告示

○土地収用法による裁決書の公示送達……………	49
------------------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)……………	49
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	50
○臨時派出所の設置……………	50

告示

北海道告示第755号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入

札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成30年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成30年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 平成30年11月30日に一般競争入札の公告を行う次の契約

- ア 北海道庁本庁舎等で使用する電力の需給契約
 - イ 北海道指定庁舎等で使用する電力(業務用A)の需給契約
 - ウ 北海道指定庁舎等で使用する電力(業務用B)の需給契約
- アからウまでについては、それぞれの契約とする。

(2) 資格 電力の需給契約に関する資格(以下「資格」という。)

(3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧(6,000ボルト以上)電力で、1件の契約が50キロワット以上の電力供給実績があること。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
- (4) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱(平成28年10月31日付け総務第2762号)の第5の環境配慮審査基準に適合する者

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を合

む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成30年11月30日（金）から同年12月27日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道総務部総務課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総務部総務課
(2) 所 在 地 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5120

北海道告示第756号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び予定数量

ア 北海道庁本庁舎等で使用する電力

- (ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 1,670kW
(イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 4,649,000kWh

イ 北海道指定庁舎等で使用する電力（業務用A）

- (ア) 業務用電力（一般）
a 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 3,006kW

b 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 5,959,300kWh

(イ) 業務用電力（平日休日別）

- a 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 2,360kW
b 電力量料金（平日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 4,823,100kWh
c 電力量料金（休日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 1,337,000kWh

(ウ) 業務用電力（時間帯別）

- a 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 37kW
b 電力量料金（昼間）（使用電力量1kWh当たりの単価） 22,100kWh
c 電力量料金（夜間）（使用電力量1kWh当たりの単価） 19,900kWh

ウ 北海道指定庁舎等で使用する電力（業務用B）

(ア) 業務用電力（一般）

- a 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 590kW
b 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 2,155,600kWh

(イ) 業務用電力（平日休日別）

- a 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 877kW
b 電力量料金（平日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 2,455,700kWh
c 電力量料金（休日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 1,132,100kWh

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道告示第755号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階共用会議室A（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）
(2) 入札日時 平成31年1月17日（木）午後2時（送付による場合は、同月16日（水）までに必着）
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm) においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 電 話 番 号 011-204-5120

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Electricity to be used in Hokkaido Government building (Electrical Room)
Contract type : Commercial power (standard)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,670 kW

(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 4,649,000 kWh

b Electricity to be used in the designated buildings of local agency of Hokkaido Government (A)

(a) Contract type : Commercial power (standard)

・ A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 3,006 kW

・ A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 5,959,300 kWh

(b) Contract type : Commercial power (by weekday holiday)

・ A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 2,360 kW

・ A unit price (weekday) per kWh, The estimated electricity for the year : 4,823,100 kWh

・ A unit price (holiday) per kWh, The estimated electricity for the year : 1,337,000 kWh

(c) Contract type : Commercial power (by timezone)

・ A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 37 kW

・ A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity for the year : 22,100 kWh

・ A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the year : 19,900 kWh

c Electricity to be used in the designated buildings of local agency of Hokkaido Government (B)

(a) Contract type : Commercial power (standard)

・ A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 590 kW

・ A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 2,155,600 kWh

(b) Contract type : Commercial power (by weekday holiday)

・ A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 877 kW

・ A unit price (weekday) per kWh, The estimated electricity for the year : 2,455,700 kWh

・ A unit price (holiday) per kWh, The estimated electricity for the year : 1,132,100 kWh

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., January 17, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than January 16, 2019)

C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5120

北海道告示第757号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第5項の規定により、次のとおり危険薬物の指定を解除する。

なお、平成30年北海道告示第736号（危険薬物の指定）は、廃止する。

平成30年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

危険薬物の指定を解除する物

- 1 N-エチル-1-(3-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- 2 N-エチル-1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- 3 N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロプロパンカルボキサミド及びその塩類

北海道告示第758号

昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農業経営局農地調整課及び関係総合振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成30年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。
帯広地域の事項中「平成21年北海道告示第238号」を「平成30年北海道告示第709号」に改める。
- 2 昭和46年北海道告示第2814号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。
恵庭地域の事項中「平成30年北海道告示第239号」を「平成30年北海道告示第709号」に改める。

北海道告示第759号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成30年12月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
桜川第2	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
端野下左岸	農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理	北海道オホーツク総合振興局

北海道告示第760号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成30年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 恵庭市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び恵庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第761号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 白老郡白老町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第762号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成30年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第763号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
小樽西インター線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	小樽市塩谷4丁目76番18地先から		前	10.50mから 60.00mまで	116.00m	道道小樽環状線 重複 L=17.24m
	同市塩谷4丁目76番18地先（道路敷地）まで		後	10.50mから 35.00mまで	116.00m	道道小樽環状線 重複 L=17.24m
瑞穂旭川停車場線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	旭川市東旭川町日ノ出273番12地先から		前	21.82mから 21.82mまで	350.00m	—
	同市東旭川町日ノ出157番14地先まで		後	21.82mから 21.91mまで	350.00m	—

北海道告示第764号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供	用	開	始	の	区	間	供用開始の期日
道道 小樽環状線	小樽市塩谷3丁目202番4地先から							平成30.11.30

北海道後志総合振興局 同市塩谷3丁目174番5地先まで

小樽建設管理部

道道 江差木古内線 檜山郡上ノ国町字湯ノ岱834番1地先から

北海道渡島総合振興局

函館建設管理部

平成30.12.3

同郡上ノ国町字湯ノ岱国有林檜山森林管理署2280林班わ小班地先まで

北海道告示第765号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
第一曙の沢川（Ⅱ-52-0170）
- 2 土砂災害警戒区域の表示
苫前郡羽幌町字曙（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道釧路総合振興局告示第18号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年11月30日

北海道釧路総合振興局長 築地原 康志

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピューター等の賃貸借（北海道土木工事設計積算システム端末機器）
47台
- 2 落札を決定した日
平成30年5月17日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 富士通リース株式会社
(2) 住所 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 4 落札金額
169,300円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成30年4月6日付け北海道釧路総合振興局告示第3号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
 - (2) 所在地 釧路市双葉町6番10号

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁後志教育局告示第44号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年11月30日

北海道教育庁後志教育局長 原 光 宏

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
 - ア 北海道小樽未来創造高等学校CADシステムの賃貸借（機械電気システム科CAD実習室） 42台 一式
 - イ 北海道小樽未来創造高等学校CADシステムの賃貸借（建設システム科CAD製図実習室） 42台 一式

ア及びイについては、それぞれの入札による。
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契約期間 平成31年3月1日から平成36年2月29日まで
 なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを事前に明らかにした者であること。
 - (5) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 平成30年11月30日（金）から同年12月21日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
 - 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
 - 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）
 - (2) 入札日時 平成31年1月11日（金）午前10時（送付による場合は、同月10日（木）午後5時までに必着）
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
 - 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
 - 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成30年5月30日付け北海道教育庁後志教育局告示第30号
 - 8 入札説明書の交付に関する事項

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき、次の者に送達すべき次の書類は、北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目）において保管してあるので、該当者は来庁の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成30年12月20日の経過をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。

平成30年11月30日

北海道収用委員会会長 澤 田 昌 廣

1 書類の名称

平成30年11月16日付けで裁決した権利取得及び明渡しに係る裁決書正本

2 書類の送達を受けるべき者の住所及び氏名

住 所	氏 名
静岡県湖西市駅南一丁目7番7号コモドヒルズC-102	木 村 雅 夫

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第507号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年11月30日

北海道警察本部長 和 田 昭 夫

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

アグスタ式AW139型機体（だいせつ1号）4年定期点検 一式

2 落札を決定した日

平成30年10月18日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 中日本航空株式会社

(2) 住 所 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地

4 落札金額

44,820,000円

5 契約の相手方を決定した手続

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujouhou.htm）においてダウンロードすることができる。

- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 そ の 他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(6)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
 (2) 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
 (3) 電 話 番 号 0136-23-1979
- 12 Summary
 A Nature and quantity of the products to be procured :
 a Lease of Personal Computer and peripheral devices 42 1 set
 b Lease of Personal Computer and peripheral devices 42 1 set
 B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 11, 2019
 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 10, 2019)
 C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District, Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
 Phone : 0136-23-1979

道 選 挙 管 理 委 員 会 公 表

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書の要旨を別冊のとおり公表する。
 その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。
 平成30年11月30日

- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成30年9月7日付け北海道警察本部告示第397号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道警察本部総務部施設課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第508号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成30年11月30日

北海道警察本部長 和田昭夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
- (1) 警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託一式
- (2) 警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託特定役務の名称（除雪作業1時間当たりの単価）及び予定数量
- | | |
|---------------------------------------|---------|
| ア 除雪グレーダによる作業 | 151時間 |
| イ トラクタショベル（容量1.5㎡以上）による作業（機械を常備しない期間） | 38時間 |
| ウ トラクタショベル（容量1.5㎡以上）による作業 | 222時間 |
| エ トラクタショベル（容量1.8㎡以上）による作業 | 475時間 |
| オ ロータリ除雪車による作業 | 169時間 |
| カ ダンプトラックによる作業 | 238時間 |
| キ 道路作業車による作業 | 172時間 |
| ク 普通作業員による作業 | 2,296時間 |
- 2 落札を決定した日
平成30年10月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 株式会社水谷組
- (2) 住所 札幌市中央区南29条西11丁目4番10号
- 4 落札金額
- (1) 常駐委託 22,450,000円
- (2) 作業委託
- | | |
|---------------------------------------|---------|
| ア 除雪グレーダによる作業 | 6,260円 |
| イ トラクタショベル（容量1.5㎡以上）による作業（機械を常備しない期間） | 16,790円 |

- ウ トラクタショベル（容量1.5㎡以上）による作業 5,120円
- エ トラクタショベル（容量1.8㎡以上）による作業 2,480円
- オ ロータリ除雪車による作業 7,150円
- カ ダンプトラックによる作業 4,740円
- キ 道路作業車による作業 4,730円
- ク 普通作業員による作業 3,230円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成30年9月14日付け北海道警察本部告示第418号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道警察本部総務部施設課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第509号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成30年10月1日から適用する。
平成30年11月30日

北海道警察本部長 和田昭夫

別表北見方面斜里警察署の部小清水の項を次のように改める。

	小清水	同 小清水町南町1丁目6番1号	同 小清水町南町及び元町の1丁目及び2丁目、字旭、字泉、字神浦、字上徳、字萱野、字共和、字東野、字水上並びに字美和の一部（第4及び第5）
--	-----	-----------------	--

北海道警察本部告示第510号

北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）第54条第2項の規定により、札幌方面倶知安警察署の下部機構として臨時に設置する派出所の名称及び位置を次のように定める。
平成30年11月30日

北海道警察本部長 和田昭夫

- 1 設置する期間 平成30年12月1日から平成31年3月20日まで
- 2 臨時の派出所の名称 ニセコひらふ臨時交番
- 3 臨時の派出所の位置 虻田郡倶知安町字山田191番地64